

# 災害対策本部関係

## 松戸市災害対策本部条例

〔 昭 和 3 8 年 4 月 1 日 〕  
〔 松 戸 市 条 例 第 9 号 〕  
改正 平成8年3月29日 条例第10号  
平成24年10月4日条例第22号

### (目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、松戸市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### ( 部 )

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日松戸市条例第10号抄）

#### (施行期日等)

1 この条例は、公付の日から施行する。

附 則（平成24年10月4日松戸市条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 災害対策本部関係

## 松戸市災害対策本部規程

〔昭和47年7月20日  
松戸市訓令甲第11号全部改正〕

(趣旨)

第1条 この規程は、松戸市災害対策本部条例(昭和38年松戸市条例第9号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、松戸市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本部の組織及び各部の所掌事務は、松戸市地域防災計画(以下「防災計画」という。)の定めるところによる。

(本部室)

第3条 本部に次の各号に掲げる者をもつて構成する本部室を置く。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部付(以下「本部付」という。)
- (4) 災害対策本部の各部の長(以下「各部の長」という。)
- (5) 本部長の指名する者

2 本部室は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審議策定する。

(副本部長及び本部付)

第4条 副本部長は、副市長をこれに充て、本部付は、教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者及び市議会事務局長をこれに充てる。

2 副本部長に事故あるときは、本部付及び各部の長のうちから本部長の指名するものをもつてこれに充てる。

(部の組織等)

第5条 部に部長を置く。

2 部長は、部に副部長を置くことができる。

3 部長は、部の所掌事務を効率的に処理するため、部に班を置き、その班に班長を置く。

4 部長は、副部長及び班長を指揮監督する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 班長は、部長の命を受け、所掌事務を掌理し、班に所属する職員を指揮監督する。

7 部に本部、各部及び各班との連絡に当たる連絡員を置き、部に所属する職員のうちから部長があらかじめ指名した職員をこれに充てる。

(本部の設置基準)

第6条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定により本部を設置する場合の基準は、防災計画に定めるところによる。

(職員の配備)

第7条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の本部の職員の配備は、防災計画に定めるところによる。

(情報の発表)

第8条 災害情報の発表は、本部室の決定を経て行なうものとする。ただし事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(本部の閉鎖)

第9条 本部の閉鎖は、災害の応急措置が完了したときに本部長の命により行なう。

2 本部閉鎖後の連絡は、防災担当課において行なう。

(事務の引継ぎ)

第10条 本部各部班長は、本部閉鎖後、速やかに所掌事務を整理し、本部設置前の行政組織の担当部課に引継ぎを行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 災害対策本部関係

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年10月25日松戸市訓令甲第27号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日松戸市訓令甲第10号）

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、小金原支部に関する規定については、昭和51年4月5日から施行する。

附 則（昭和53年2月17日松戸市訓令甲第4号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年7月21日松戸市訓令甲第15号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月19日松戸市訓令甲第2号）

この訓令甲は、昭和57年2月22日から施行する。

附 則（昭和58年12月23日松戸市訓令甲第24号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日松戸市訓令甲第15号）

この訓令甲は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月2日松戸市訓令甲第11号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日松戸市訓令甲第11号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日松戸市訓令甲第4号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日松戸市訓令甲第5号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年10月1日松戸市訓令甲第10号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日松戸市訓令甲第11号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月12日松戸市訓令甲第17号）

この訓令甲は、平成7年10月13日から施行する。

附 則（平成8年4月1日松戸市訓令甲第6号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日松戸市訓令甲第5号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日松戸市訓令甲第12号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月16日松戸市訓令甲第3号）

この訓令甲は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日松戸市訓令甲第3号抄）

## 災害対策本部関係

(施行期日)

この訓令甲は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月7日松戸市訓令甲第8号）

この訓令甲は、平成23年11月15日から施行する。

附 則（平成25年3月29日松戸市訓令甲第3号）

この訓令甲は、平成25年4月1日から施行する。

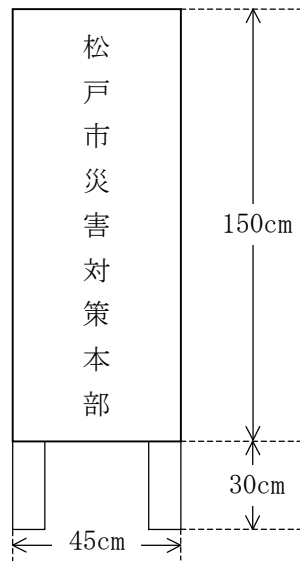
附 則（平成25年4月26日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

# 災害対策本部関係

## 本部標識等

### 【本部標識板】

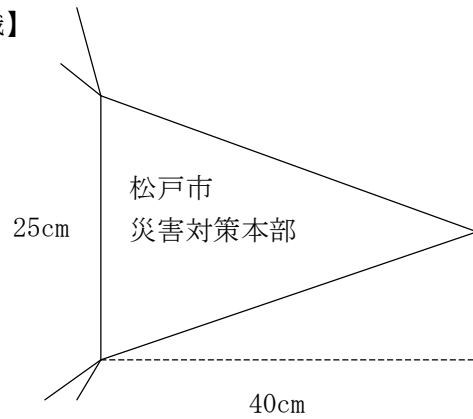


規格 縦 180 cm 横 45 cm

材料 骨組 木製 表面 メラミン製

製式 地色は白、文字は黒とする。

### 【自動車標識】



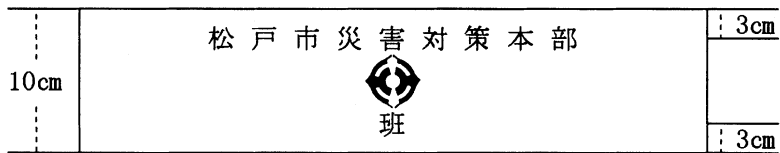
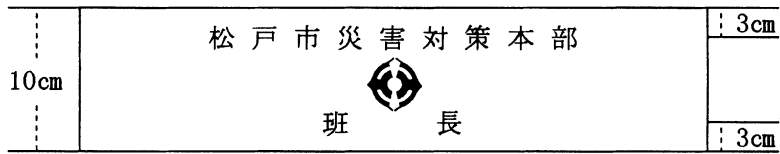
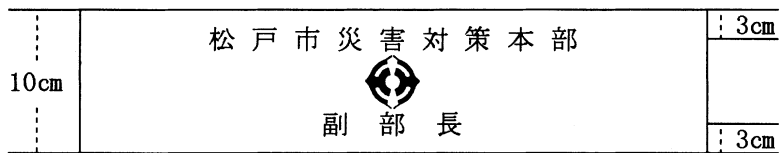
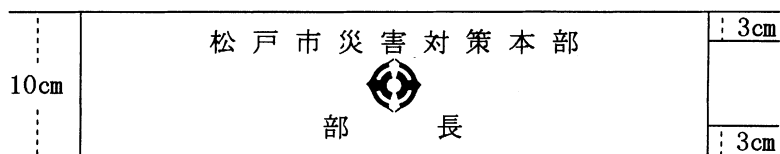
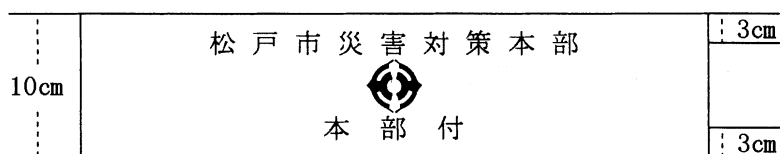
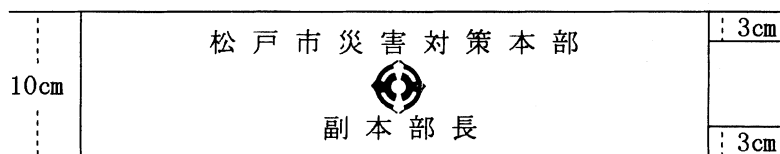
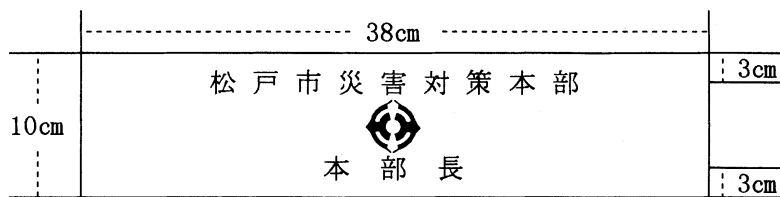
規格 縦 25 cm 横 40 cm

材料 布

製式 地色は黄・文字は黒とする。

災害対策本部関係

【腕章】



規格 縦10 cm 横38 cm  
 材料 ビニールレザー  
 製式 地色は白、市章は黒、文字は緑（ビニール印刷）とする。

## 災害対策本部関係